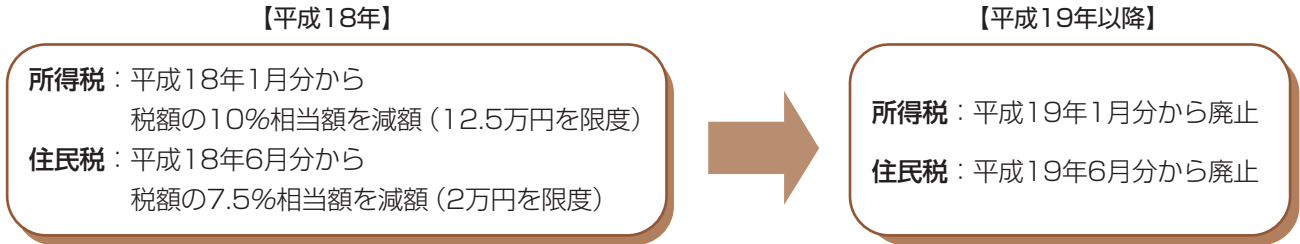




## 2 税源移譲以外の税制改正について

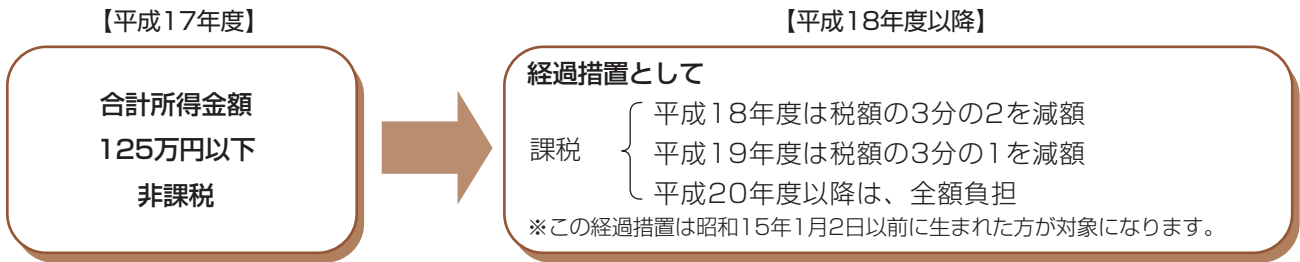
### 定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)



### 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。



### モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



平成17年度		→	平成18年度		→	平成19年度	
住民税	<b>非課税</b>		住民税	19,900円		住民税	37,300円
			・定率減税	△1,500円		・住民税 × $\frac{1}{3}$	△12,434円
			・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$	△12,267円			
所得税	34,800円		所得税	34,800円		所得税	17,400円
・定率減税	△6,960円		・定率減税	△3,480円			
<b>合計</b>	<b>27,840円</b>		<b>合計</b>	<b>37,453円</b>		<b>合計</b>	<b>42,266円</b>
<b>(税額)</b>	<b>27,800円)</b>		<b>(税額)</b>	<b>37,400円)</b>		<b>(税額)</b>	<b>42,200円)</b>

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほかに均等割が課税されます。

お問い合わせ **総務部 市民税課**  
**☎973-5382**